

## 社会保険労務士が答える 企業の労務管理

川喜田美香



その就業規則は時代に合っていますか？

100

17

—當時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し、過半数組合または労働者の過半数代表者からの意見書を添付し、所轄労働

要があります（労働基準法第89条、90条）。（「10人以上の労働者」には、正社員だけでなくアルバイトも含まれます）

労働条件に関することや、職場内のルールについて定めた職場の規則集です。職場でのルールを定めることにより、従業員が安心して働くことができ、労使間の無用のトラブルを防ぐことができます。しかし、せつかく就業規則を作成していても放置

してはいませんか？近年多いトラブルや法改正に対応出来るよう、修正また追加をして頂いたいポイントをご紹介します。

①対象者を明確に  
平成25年施行改正労働契約法により、有期労働契約が反復更新されて通常5年を超えたときは、

間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できることになりました。今後無期転換が行われた際、従来の正社員の賞与や退職金等に違いがある場合は、正社員就業規則の対象者から無期転換の従業員を除外する明記をしなくては、そのまま適

## ② 復職の要件



用されてしまう可能性があります。除外規程を追加し、更に別途、無期転換従業員用の就業規則を作成し、ルールが曖昧にならないようトラブルを未然に防ぎましょう。

トレス負荷がかかる業務に耐えられる状況であるか」を確認します。再発防止の見地からも、両方の意見を参考にする必要があります。適切な復職対応を行う為に、就業規則への明記が望ましいでしょう。

想定される具体的な行動を禁止することです。例えば、「社内の人々の悪口を投稿しないこと」という当たり前の行動も、禁止事項に挙げなければならぬ時代です。故意だけでは無く、従業員が何気なく撮った写真の中に機密事項が写っている場合もあります。

規則に違反した場合は  
どのような処分が課せら  
れるのか、を必ず明記し  
「絶対にやつてはいけな  
い」という社内教育と併  
せて周知徹底をしましょ  
う。

SNS（ツイッタ  
ー、ブログ、フェイ  
スブックなど）の投  
稿により、会社の情  
報漏えいや信用を失  
墜させる事件が社会  
問題となっています  
SNSは一気に拡散  
される為、気付いた  
時には手遅れとなります。防止策として  
は、従業員が理解しやす  
いように、各々の会社で

SNSは一気に拡散される為、気付いた時には手遅れとなります。防止策として、従業員が理解しやすいうに、各々の会社で問題となっています。

社会保険加入、就業規則  
作成・改訂、労働トラブル解  
決、マイナンバー制度対応

社会保険労務士法人  
愛知労務管理  
コンサルティング  
TEL 052-961-0763  
FAX 052 228 0302

ホワイト企業推進  
社会保険労務士協議会

当法人の活動趣旨に賛同し、活動にご協力いただける社会保険労務士の先生を募集しています